



広報 やないづ

お知らせ版

令和2年11月30日(月)、西山小学校の5・6年生は総合的な学習の時間に、地域の伝統料理について調べました。「しんごろう」について地域の方に作り方を取材し、本当の作り方を体験するため、囲炉裏のあるご家庭にお伺いして実際に作ってみました。じゅうねん味噌をつけて囲炉裏で焼いたしんごろうのおいしさに子どもたちは大満足でした。

また、焼けるまでの間、いろいろなお話を地域の方から教えていただいたことも、とても貴重な体験となり、子どもたちの心に響いていました。お世話になった方々、ありがとうございました。

2020年(令和2年) 12/11号 vol. 490

令和3年度 柳津町会計年度任用職員（保育士）を募集します

下記のとおり会計年度任用職員（保育士）を募集しますので、希望される方はお申込みください。

募集職種	保育士
業務内容	保育業務
募集人数	柳津保育所 7名 西山保育所 1名
雇用期間	令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）
応募資格	保育士及び幼稚園教諭の資格保有者又は、令和3年3月末までに資格取得見込みの者
勤務条件	<ul style="list-style-type: none"> 給与は「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例」によります。経験年数、資格等を考慮して給料を算定します。 勤務条件に応じて、通勤手当、超過勤務手当、期末手当等を支給します。 勤務時間：7時間45分（フルタイム） 午前8時15分～午後5時00分（早番・遅番有り） 勤務条件に応じて、共済保険、厚生年金に加入することになります。
申込期限・方法	<p>令和3年1月8日（金）まで総務課総務班へ持参していただくか、または郵送してください。</p> <p>柳津町役場 総務課総務班 〒969-7201 柳津町大字柳津字下平乙234番地</p>
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 柳津町会計年度任用職員申込書 (2) 履歴書（町が指定する様式のみ可） (3) 保育士資格証の写し <p>※（1）、（2）につきましては総務課及び西山支所にあります。</p>
採用決定	<ul style="list-style-type: none"> 書類選考及び面接試験により受験者に可否を通知いたします。 面接日時等、詳細については、応募者に別途通知します。

問 柳津保育所 電話 42-2238



新型コロナウイルス感染症の感染予防について

これまで、飲酒を伴う会食においてクラスター（集団感染）の発生が多くみられていることから、年末年始に備え「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめました。「感染リスクが高まる5つの場面」では「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に、引き続き、マスク着用等の感染防止対策を徹底するようご協力をお願いします。

■場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。



■場面② 大人数や長時間に及ぶ飲食

- ・長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

■場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



■場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されているため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

■場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和3年度固定資産税の 軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が一定程度減少している中小事業者等は、令和2年度の固定資産税（事業者用家屋及び償却資産）の課税標準の特例措置により、税額の軽減を受けることができます。（当該措置は令和3年度課税の1年度分に限ります。）

- ◇ **対象者**：新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入の合計額と前年の同時期の事業収入の合計額と比べて30%以上減少している中小事業者等（※1）。ただし、大企業の子会社等（※2）は対象外となります。

（※1）中小事業者等とは

- ・資本金の額又は出資額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人
- ・従業員1,000人以下の個人

（※2）大企業の子会社等とは

- ・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人＜資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等＞との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

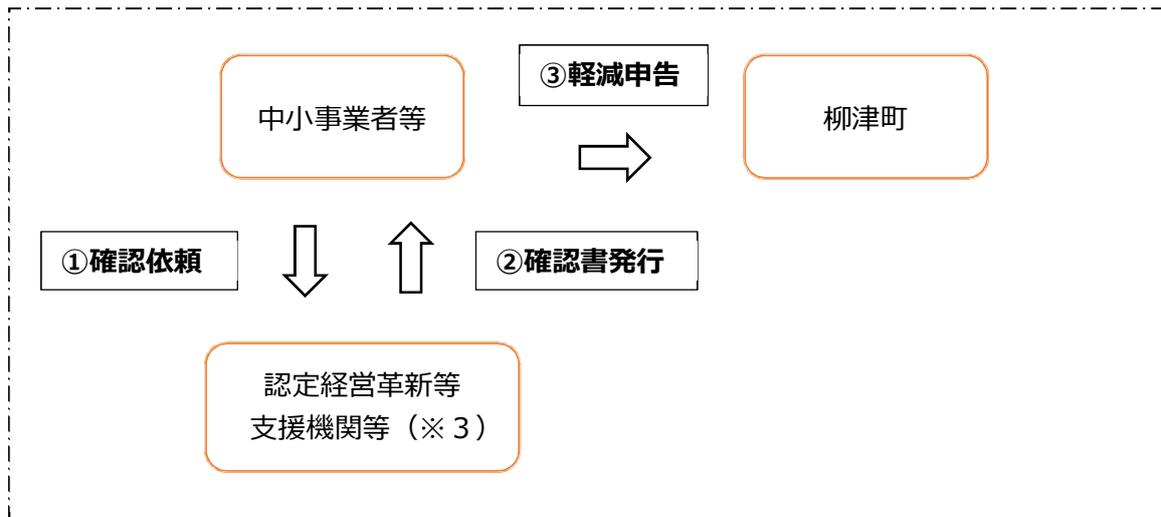
- ◇ **対象資産**：事業用家屋及び償却資産

- ◇ **軽減率**

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満の減少	2分の1

- ◇ **期間**：令和3年1月4日～令和3年1月末まで

◇ 申告方法



- ① 認定経営革新等支援機関等（※3）に以下の内容確認を依頼する
 - ア 中小事業者等であること
 - イ 事業収入の減少
 - ウ 特例対象家屋の居住用・事業用割合
- ② 認定経営革新等支援機関等（※3）から確認を受ける。（申告書の裏面に記入・押印をもらう）
- ③ 柳津町に申告書を提出する

② 認定経営革新等支援機関等（※3）からの確認を受ける際の必要書類

- 特例措置に関する申告書
- 事業収入の減少を証明する書類（会計帳簿など）
- 特例対象家屋の居住用・事業用割合を証明する書類（青色申告決算書など）

③ 柳津町に申告書を提出する際の必要書類

- 特例措置に関する申告書（認定経営革新等支援機関等（※3）からの確認を受けたもの）
- 特例対象資産一覧（特例の適用を受ける事業用家屋がある場合）
- 事業収入の減少を証明する書類（会計帳簿など）
- 特例対象家屋の居住用・事業用割合を証明する書類（青色申告決算書など）
- 令和3年度償却資産申告書（償却資産の課税がある場合）

（※3）認定経営革新等支援機関等とは

- ・ 税理士、中小企業診断士、金融機関、商工会など
（柳津町内では柳津商工会、会津信用金庫などとなります）

※申請書の様式等につきましては、町のホームページに記載しておりますのでご覧ください。なお、ホームページの閲覧ができない方やご不明な点がございましたら下記まで問い合わせください。

- 問 総務課税務班 電話 4 2 - 2 1 1 3
会津信用金庫柳津支店（認定経営革新等支援機関等） 電話 4 2 - 3 2 2 1
柳津商工会（認定経営革新等支援機関等） 電話 4 2 - 2 5 5 2

住宅や倉庫など家屋の滅失（取り壊し）届書について

建て替えや老朽化などにより住宅や倉庫など家屋の一部又は全部を滅失（取り壊し）された場合「家屋滅失届書」を総務課税務班まで届出ください。

家屋の固定資産税は毎年1月1日現在の状況に基づいて課税され家屋の滅失は主に家屋滅失届書や法務局での滅失登記により税額算定に反映されます。家屋滅失の届出がない場合、次年度以降の税額算定に影響がある場合がありますので届出の出し忘れにご注意ください。

◇家屋滅失届書用紙について

- ・用紙は税務班窓口を用意してあります。
（「柳津町ホームページ」→「税金について」からでも用紙をダウンロードできます。）
- ・税務班窓口で記入・届出なされる場合に印鑑の持参をお願いします。

問 総務課税務班 電話 4 2 - 2 1 1 3

令和2年分 町県民税・所得税の申告日程について

今年度（令和2年分）の町県民税・所得税の申告相談・確定申告につきましては、令和3年2月8日（月）から令和3年2月15日（月）までの平日の5日間を西山支所、令和3年2月17日（水）から令和3年3月15日（月）までを本庁で実施する予定です。申告相談を予定されている方は、事前に書類等の準備をお願いします。行政区ごとの日程の詳細につきましては、1月の広報誌でお知らせします。

※事業や農業等の申告をなされる方は、事業収入や作物の収穫量・販売額などの収入、肥料代・苗代など事業・農業活動に伴う支出（経費）について項目毎にあらかじめ集計していただきますと申告に要する時間の短縮につながりますので事前の準備をよろしくお願いいたします。

※行政区ごとの日程につきましては、過去の相談実績を基にして、1日あたりの申告相談来場者数（予定）ができるだけ均一になるようにという理由で設定しておりますのでご協力をお願いいたします。

※申告相談をされる方は感染症対策としてマスク着用や相談会場での手指消毒のご協力をお願いします。

問 総務課税務班 電話 4 2 - 2 1 1 3

令和3年版福島県民手帳販売中です

福島県民手帳は、手帳としての機能はもちろん、県内の様々な情報・施設の割引パスポート・道の駅のクーポンが付属した、大変便利でお得な手帳です。購入をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

購入可能な手帳：月刊ダイアリー横野版（表紙：深緑色）

※在庫が若干数のためお早めにお問い合わせください。

問 総務課企画財政班 電話 4 2 - 2 1 1 2

水道の凍結防止について

1月以降の冬期間は積雪のため、水道メーターの検針は実施していません。冬期間に宅内で漏水事故等が発生する事例もありますので、水道管の凍結・故障には十分注意してください。冬期間の故障、漏水に備え自宅の水を止めるバルブの位置を確認しておきましょう。

凍結を防ぐチェックポイント☑

- ◇宅内配管に凍結防止ヒーター等を敷設している場合
 - 電源プラグは差し込んでありますか？
 - ヒーター等は機能していますか？
- ◇長期間不在となる場合
 - 宅内の不凍栓などで水を止めましたか？
 - 水抜き栓で配管内の水をしっかり抜きましたか？



漏水の確認方法

右は水道メーターの写真です。パイロットが宅内で水を使用していなくても回っていれば漏水の恐れがあります。

※写真と異なる形のメーター器もあります。

パイロット



問 建設課上下水道班 電話 4 2 - 2 1 1 7

安全な除雪を実施するためのご協力のお願い ～地域や家庭にとって重要な雪道を守るため、マナーを守りましょう～

今年も降雪の季節がやってきました。町では、通勤通学などの道路交通の安全確保のため、除雪に取り組んでいます。除雪効果をさらに上げるため、町民のみなさまには次の項目にご協力をお願いします。

◇ 玄関先の除雪にご協力を

道路を除雪した後に、玄関先や車庫前を塞いでしまうことがありますので、各ご家庭で片づけにご協力ください。また、一人暮らし・高齢者世帯などの玄関先は地域で声をかけ合って除雪のご協力をお願いします。

◇ 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の障害になるとともに、多くの人の迷惑となりますので、絶対にやめましょう。万が一、車が損傷しても、修理費を負担できないことがあります。

◇ 除雪作業中の追い越しはやめましょう

追い越しをする場合は、除雪作業車が完全に停止してから、車間距離を十分にとり、注意して通行してください。

◇ 除雪作業車には絶対に近づかないでください

除雪作業車に近づくのは、事故などの恐れがあり大変危険です。除雪作業中の除雪車には絶対に近づかないでください。

◇ 道路へ雪を出さないでください

除雪後に住宅や駐車場から雪が押し出されていることがあります。除雪作業中に排雪するなどご協力をお願いします。また、道路への排雪は事故や渋滞の原因となりますので、道路へ雪を出さないようにしてください。

◇ 屋根の雪処理について

屋根からの落雪は大変危険ですので、なだれ止めの設置や早めに雪下ろしなどをしましょう。落雪によって交通事故などが起こった場合、所有者の責任になることがあります。

◇ 側溝に大量の雪を捨てないでください

側溝や用水路に大量の雪を捨てると下流で雪が詰まり、道路や家屋が浸水してしまいますので、時間を空けながら排雪作業を行ってください。

◇ 積雪等による倒木伐採についてご協力を

雪害により倒木が発生した場合、交通の妨げとなり、所有者の同意を得ずに伐採を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。※原則は立木所有者が処分を行うことになっています。

◇ 問い合わせは行政区単位でお願いします

除雪業者へ直接の問い合わせは、除雪作業の遅れにつながりますのでご遠慮ください。また、電話での問い合わせが多くなると、現場での対応が遅れてしまいます。効率の良い現場処理ができるよう、行政区内で取りまとめの上、必ず区長を通して宮下土木事務所または建設課建設班までお問い合わせください。

※除雪作業は通勤時間帯に間に合うように努めておりますが、降雪状況により作業が遅れる場合があります。また、消雪は気象状況により散水しない場合がありますので、ご理解をお願いします。

※福島県のホームページから県内の主な道路状況をライブカメラでご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.fukushima-road.net/aizu/>

問 【国道・県道に関すること】 宮下土木事務所 業務課 電話0241-52-2311
【町道・農道・林道に関すること】 建設課建設班 電話42-2117

冬季の火災予防について

令和2年12月15日（火）～令和3年1月15日（金）まで、年末年始特別警戒を実施します。
これからますます寒くなり、暖房器具等の火を取り扱う機会が多くなる時期です。火災を起こさないよう次のことに注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

◇ ストープは必ず消火した上で給油する

ストーブが点火した状態での給油は大変危険です。ふたがきちんとしまっておらず、タンクをひっくりかえした際に灯油がこぼれて火災につながる可能性があります。

給油をする際は必ずストーブを消して、給油した後はふたをきちんと閉めたか確認しましょう。

◇ ストープの近くに燃えやすいものを置かない

洗濯物が乾きにくいこの季節。つい、ストーブの真上や近くで洗濯物を乾かしてしまいがちではありませんか？洗濯物がストーブに落ちて火災につながる可能性があります。

ストーブの近くで洗濯物を乾かしたり、カーテンの近くなど燃えやすいものの近くに置くことはやめましょう。

◇ ストープの近くではスプレー缶を使用・放置しない

スプレー缶をストーブの近くに放置したため、温められて中のガスが膨張し、爆発して火災に繋がる可能性があります。ストーブの近くにスプレー缶を放置したり、使用することはやめましょう。

◇ こたつを安全に使いましょう

衣類などを乾燥させるためにこたつの中に入れて、ヒーターユニットカバーに触れて発火する恐れがあります。安全に正しく使用しましょう。

お知らせ

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



問 火災・救急・救助 電話 119
会津坂下消防署柳津出張所 電話 42-2150

みんなで作ろう安心の街

新型コロナウイルスに係る給付金や助成金名目の詐欺が増加しており、なりすまし詐欺の発生件数及び被害額も増加しています。

また、年末年始期間を安全で安心して過ごせるように、防犯活動にご協力をお願いします。

なりすまし詐欺防止

詐欺被害に遭わないためには留守番電話機能が効果的です。在宅時でも留守番電話機能に設定することで、誰の声でどのような内容かを慌てず判断することができます。また、詐欺犯人は自分の声を録音されることを嫌がり電話を切ることが期待できます。



防犯の基本は戸締まりから！

空き巣や車上狙いに遭わないためにも、ゴミ出しや買い物など、短時間でも家や車から離れる際は必ず施錠するよう心がけましょう。また、悪徳商法にも注意しましょう。ドアは開けずきっぱり断ることが大切です。



ながら見守り活動

買い物や散歩、ウォーキングをしながら子どもたちを見守り、犯罪や事故から子どもたちを守りましょう。



令和2年 地域安全標語優秀賞

「声かけて 地域で守る 子どもの未来」 坂下東小 遠藤飛和さん

問 会津坂下警察署生活安全係 電話0242-83-3451

柳津町内街頭犯罪等発生状況

区分	街頭犯罪（令和2年11月30日現在）												街頭犯罪合計	その他 刑法犯 等	全刑法 犯	
	強盗	空き巣	忍込み	事務所 荒し	出店荒 し	自動車 盗	オート バイ盗	自転車 盗	自販機 ねらい	車上ね らい	ひった くり	部品ね らい				強制わ いせつ
管内		1				1		3	1	2				8	41	49
柳津町														0	5	5

その他刑法犯等には、暴力、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。
上記発生件数は、令和2年1月1日からの累計数となっています

会津坂下警察署管内では、倉庫や車庫などからの盗難事件が発生しています。必要なとき以外は必ず施錠しましょう。施錠できない場所には、センサーライトなどを設置しましょう。

県内でも空き巣が増加しています。防犯の基本は鍵かけです！

問 会津坂下警察署生活安全係 電話0242-83-3451

令和2年11月分工事等入札結果

令和2年11月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事・委託についての結果です。

なお、100万円以下の入札結果については役場2階総務課企画財政班において閲覧ができます。

指名競争入札 【工事】 (価格：税込価格 単位：円)

入札日	工事名	工事個所	予定価格	落札価格	落札業者
11月5日	会津柳津駅前公衆トイレ新築工事	大字柳津字下大平地内	21,725,000	21,670,000	菊地工務店
11月18日	道路新設工事	大字柳津字薬師堂上地内	18,822,100	18,370,000	大成建設工業株式会社

問 総務課企画財政班 電話42-2112

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

- 陽性者との接触の可能性を通知
(1 m以内、15分以上の接触)
- 検査の受診など保健所のサポートが迅速に
- お互い分からないようプライバシーを確保
- アプリの利用者増加が感染拡大防止に

詳しくは **厚労省 接触確認アプリ** で検索！

iPhoneはこちら



Androidはこちら

